

熊本県道路公社公告第1号

次のとおり、条件付き一般競争入札を実施する。

令和2年（2020年）9月25日

熊本県道路公社 理事長 宮部 静夫

1 競争入札に付する事項

(1) 工事番号 松有道R02一工01号

(2) 工事名 西目トンネル照明設備更新工事

(3) 工事場所 上天草市松島町地内（松島有料道路）

(4) 工事概要 照明設備工

施工延長 335m トンネル照明更新 101基

坑外灯 2基 照明設備等撤去 1式

(5) 工期 令和3年（2021年）11月10日まで（余裕期間90日を含む）

(6) 予定価格 78,083,500円（入札書比較価格70,985,000円）

(7) その他

ア 本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書の提出がない者は、入札してはならず、技術申請書を提出せずに行った入札は無効とする。

イ この入札は、書面による入札である。

ウ この入札は、入札後に落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札である。

エ この入札には、最低制限価格を設けている。

オ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に定める対象建設工事である。

カ 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

キ 本工事は、週休2日試行工事の対象工事である。受注者は、週休2日を希望する場合、工事着手前に発注者と協議を行うこと。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

事後審査型一般競争入札公告共通事項書（以下「共通事項書」という。）第3に定める条件を満たす者で、さらに次の（1）及び（2）の条件を全て満たす者であること。

(1) 入札の期限の日から落札決定の日までの間において満たすことが必要な条件

建設工事の種類	電気工事
熊本県における格付等級又は経営事項審査の総合評定値	A等級
営業所の所在地	熊本県内に主たる営業所を有すること。
設計業務等の受託者との関連	次に掲げる、本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名：株式会社 千代田コンサルタント 本店所在地：東京都千代田区神田須田町2-6
経営事項審査の審査基準日の期間	平成30年（2018年）12月11日から令和2年（2020年）7月10日まで ただし、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年（2019年）10月29日から令和2年（2020年）6月30日までの間に終了するものについては、始期を平成30年（2018年）10月29日とする。

(2) 「競争参加資格確認申請書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において満たすことが必要な条件

施工実績に関する事項	平成18年（2006年）以降、元請けとして国内において完成した公共工事の電気工事で、請負金額が62百万円以上の電気工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。	
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に配置できること。 なお、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に該当する場合は、当該技術者を本工事の現場に専任で配置しなければならない。	
	施工経験	平成18年度（2006年度）以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有する者。
	資格等	電気工事に関し、建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する者（主任技術者となる資格を有する者）又は電気工事

	に係る監理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者（監理技術者となる資格を有する者）。 ただし、下請代金の合計額が4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上となる場合は、電気工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を配置する必要がある。
その他	当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3カ月以上）にある者。

3 総合評価に関する事項

(1) 総合評価の方法

総合評価は、技術申請書が提出された者に標準点79.0点を与え、それに技術評価項目ごとの得点の合計点である加算点（21.0点満点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点（標準点+加算点）} / \text{入札価格}$$

(2) 評価に関する基準

(1) の加算点の評価項目、評価基準及び得点配分は、（別添）評価に関する基準のとおりとする。

4 入札等担当部局

区分	担当課	電話番号等	住所
入札・契約 担当	総務課	TEL 0969-28-3331	〒861-6102 熊本県上天草市松島町 合津5964-4
技術担当 監督担当	有料道路課	FAX 0969-28-3335	

5 提出書類

(1) 競争参加資格確認申請書等として次に掲げる書類を提出すること。

ア 共通事項書第4の1の(1) ※別記様式1を使用すること。

- イ 共通事項書第4の1の(2) ※2(1)の営業所の所在地が熊本県以外の場合
- ウ 共通事項書第4の1の(3)
- エ 共通事項書第4の1の(4) ※別記様式2を使用すること。
- オ 共通事項書第4の1の(5) ※別記様式3を使用すること。
- カ 共通事項書第4の1の(6) ※配置予定技術者が施工中の他の工事に従事している場合別記様式3の2を使用すること。
- キ 共通事項書第4の1の(7) ※別記様式4を使用すること。

(2) 総合評価落札方式に関する技術申請書として次に掲げる書類を提出すること。

- ア 共通事項書第4の1の(8) ※別記様式5～8を使用すること。

6 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書の閲覧及び配付	令和2年(2020年)9月25日(金)から 令和2年(2020年)10月19日(月)まで	4の技術担当課。
質問書の提出	令和2年(2020年)9月25日(金)から 令和2年(2020年)10月12日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
質問に対する回答の閲覧	質問書を受理した日の翌日から起算して2日以内の日から令和2年(2020年)10月14日(水)まで	4の技術担当課。 熊本県道路公社のホームページに掲載する。
技術申請書の資料提出	入札公告した日の翌日から令和2年(2020年)10月19日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
競争参加資格確認申請書等の提出	入札公告した日の翌日から令和2年(2020年)10月19日(月)まで	4の入札・契約担当課。持参又は郵送(書留郵便)によること(必着)。
入札及び開札の場所	上天草市松島町合津4276-44 松島総合センター「アロマ」1F	

入札及び開札の日時	令和2年（2020年）10月20日（火）午後2時00分	
落札者決定通知	令和2年（2020年）10月27日（火）まで（予定）	書面による。
競争参加資格がないと認められた理由の説明要求	競争参加資格確認通知の日から令和2年（2020年）11月4日（水）まで	4の入札・契約担当課へ持参すること。
上記要求に対する回答	令和2年（2020年）11月5日（木）から 令和2年（2020年）11月11日（水）まで	書面による。

7 その他

- (1) 入札者が1者のときは、この入札を取りやめる。
- (2) この入札は、競争参加資格確認申請を公告に示す期間までに郵送（書留郵便に限る。）又は持参により受付け、入札後落札候補者の競争参加資格の審査を行う事後審査型入札であり、競争参加資格申請書を期限までに提出しないものは、落札者として決定されない場合があるため、入札公告及び共通事項書に留意すること。また、技術申請書及び競争参加資格申請書に添付する書類が同一であってもそれぞれ申請書ごとに添付して提出すること。
- (3) その他の事項については、熊本県道路公社ホームページに掲載する共通事項書に示すとおりとする。

【通常工事】

様式10	評価に関する基準（簡易型Ⅱ）（電気工事）	西目トンネル照明設備更新工事																																							
評価項目	評価	内 容	評 価 基 準	配点	得点																																				
企業の評価	同種工事(※4)の施工実績	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成22年度(2010年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気工事(※4)」の施工実績(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	／2.0点																																				
	当該工事と同一許可業種の工事成績評定点の平均点	熊本県(※5)発注工事で過去10年間(※6)に元請けとして完成した「電気工事」の工事成績評定点の平均点(※7)	83点以上 74～82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 0.30点～2.70点 0.0点	／3.0点																																				
	優良工事等表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成27年度(2015年度)以降(※8)における優良工事等表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等表彰の実績あり 当該工事と同種(※9)の建築住宅局優良工事表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点	／1.0点																																				
	地域精通度	建設業法上の主たる営業所の所在地	天草広域本部管内 上記に該当しない	2.0点 0.0点	／2.0点																																				
	地域貢献度	熊本県知事との災害協定の締結(主たる営業所が天草広域本部管内に存在する場合にのみ評価する。)	協定締結あり 協定締結なし 天草広域本部管内における過去2年間(※12)又は平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震に起因する災害支援活動の実績 活動の実績あり 活動の実績なし 全ての1次下請が県内企業(※11)、又は全て自社施工	1.0点 0.0点 1.0点 0.0点 1.0点	／3.0点																																				
	小計(企業実績等)					／11.00点																																			
	補正率		10点/小計点			10/11																																			
	補正後の得点(企業実績等)		加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)			／10.00点																																			
	当該工事と同一許可業種の工事受注状況	熊本県(※5)が発注した工事で、令和2年(2020年)6月1日から当該工事入札公告日までに元請けとして受注契約した予定価格3,000万円以上の「電気工事」の工事件数ただし、震災関連等工事(※15)で元請けとして受注契約した工事は除く。	受注件数0件 受注件数1件 受注件数2件以上	1.0点 0.5点 0.0点	／1.0点																																				
	小計(企業)					／11.00点																																			
	配置予定技術者の評価	配置予定技術者の資格	「1級電気工事施工管理技士、技術士(建設部門)又は技術士(電気電子部門)」の資格取得者の取得後経過年数を評価	指定資格取得後5年以上 指定資格取得後5年未満 指定資格未取得	2.0点 1.0点 0.0点	／2.0点																																			
		優良工事等表彰の技術者表彰の有無	国土交通省又は熊本県発注工事で平成27年度(2015年度)以降(※8)における優良工事等技術者表彰の実績	当該工事と同種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と異種(※9)の優良工事等技術者表彰の実績あり 当該工事と同種(※9)の建築住宅局優良工事表彰の実績あり 上記に該当しない	1.0点 0.5点 0.0点	／1.0点																																			
		主任(監理)技術者、又は現場代理人としての同種工事(※4)の施工経験	国(※1)、熊本県又は熊本県内市町村(※2)発注工事で平成22年度(2010年度)以降(※3)に元請けとして完成した「電気工事(※4)」の施工経験(評価する工事は、2件とする。)	・国又は熊本県発注工事は、1件につき1点。 ・熊本県内市町村発注工事は、1件につき0.5点。	2.0点 1.5点 1.0点 0.5点 0.0点	／2.0点																																			
		主任(監理)技術者、又は現場代理人としての当該工事と同一許可業種の工事成績評定点	国(※1)又は熊本県発注工事で、平成22年度(2010年度)以降(※3)に主任(監理)技術者又は現場代理人として従事し、完成した「電気工事」の工事成績評定点(※13)(評価する工事は、1件とする。)	83点以上 74～82点 73点以下、又は実績なし	3.0点 0.30点～2.70点 0.0点	／3.0点																																			
		継続教育の取得状況	過去2年間(※12)に取得した建築CPD運営会議加盟団体の単位取得数	20ユニット(単位)以上 10～19ユニット(単位) 0～9ユニット(単位)	1.0点 0.5点 0.0点	／1.0点																																			
若手技術者の追加配置		当工事における若手技術者(主任(監理)技術者以外)の追加配置及び現場代理人との兼務(ただし、当工事の主任技術者となる資格を有する者のうち、40歳未満の者で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者(※14)に限る)	配置する(現場代理人と兼務する) 配置する(現場代理人と兼務しない) 配置しない	1.0点 0.5点 0.0点	／1.0点																																				
小計(技術者)						／10.00点																																			
補正率(技術者)			10点/小計点			10/10																																			
補正後の得点			加算点×補正率=(小数第3位を四捨五入)			／10.00点																																			
合 計						／21.00点																																			
<p>語句の定義</p> <p>(※1)国：独立行政法人、国立大学法人を含む。 (※2)熊本県内市町村：特別地方公共団体を含む。 (※3)平成22年度(2010年度)以降：平成22年(2010年)4月1日から入札公告日までの間。 (※4)電気工事：請負金額6,200万円以上の電気工事。 (※5)熊本県：熊本県土木部、農林水産部、教育庁施設課及び企業局。 (※6)過去10年間：平成22年(2010年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までの間。 (※7)「電気工事」の工事成績評定点の平均点：同一許可業種で、請負額500万円を超える工事を対象として計算し、小数第1位を四捨五入して整数とす。 (※8)平成27年度(2015年度)以降：平成27年(2015年)4月1日から入札公告日までの間。 (※9)同種、異種：建設業法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類。 (※10)県産資材：一般競争入札公告共通事項書に示すとおり。 (※11)県内企業：県内に主たる営業所を有する建設業者。 (※12)過去2年間：平成30年(2018年)4月1日から令和2年(2020年)3月31日までの間。 (※13)「電気工事」の工事成績評定点：同一許可業種で、請負額2,500万円以上の工事。 (※14)直接的かつ恒常的な雇用関係にある者：競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上雇用関係にある者。 (※15)震災関連等工事：①平成28年熊本地震、豪雨災害、平成29年九州北部豪雨、及び平成24年九州北部豪雨に係る復旧工事。 ②①に係る関連工事：①災害、激特、復旧治山及び林地荒廃防止事業等に係る工事。 ・①の災害に起因する再度災害防止に係るその他の事業(通常事業を含む)に係る工事。</p>																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>工事成績評定点</th> <th>配点(企業)</th> <th>配点(技術者)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>83点以上</td><td>3.00点</td><td>3.00点</td></tr> <tr><td>82点</td><td>2.70点</td><td>2.70点</td></tr> <tr><td>81点</td><td>2.40点</td><td>2.40点</td></tr> <tr><td>80点</td><td>2.10点</td><td>2.10点</td></tr> <tr><td>79点</td><td>1.80点</td><td>1.80点</td></tr> <tr><td>78点</td><td>1.50点</td><td>1.50点</td></tr> <tr><td>77点</td><td>1.20点</td><td>1.20点</td></tr> <tr><td>76点</td><td>0.90点</td><td>0.90点</td></tr> <tr><td>75点</td><td>0.60点</td><td>0.60点</td></tr> <tr><td>74点</td><td>0.30点</td><td>0.30点</td></tr> <tr><td>73点以下</td><td>0.00点</td><td>0.00点</td></tr> </tbody> </table> <p>※配点は(満点×(工事成績評定点-73点)÷10)により計算し、小数第3位を四捨五入し、小数第2位止めとする。</p>						工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)	83点以上	3.00点	3.00点	82点	2.70点	2.70点	81点	2.40点	2.40点	80点	2.10点	2.10点	79点	1.80点	1.80点	78点	1.50点	1.50点	77点	1.20点	1.20点	76点	0.90点	0.90点	75点	0.60点	0.60点	74点	0.30点	0.30点	73点以下	0.00点	0.00点
工事成績評定点	配点(企業)	配点(技術者)																																							
83点以上	3.00点	3.00点																																							
82点	2.70点	2.70点																																							
81点	2.40点	2.40点																																							
80点	2.10点	2.10点																																							
79点	1.80点	1.80点																																							
78点	1.50点	1.50点																																							
77点	1.20点	1.20点																																							
76点	0.90点	0.90点																																							
75点	0.60点	0.60点																																							
74点	0.30点	0.30点																																							
73点以下	0.00点	0.00点																																							

事後審査型一般競争入札公告共通事項書 (単体、簡易型Ⅰ・Ⅱ)

第1 本書で定める事項は、熊本県道路公社が所管し総合評価落札方式により実施する事後審査型条件付一般競争入札について適用する。

第2 書面による入札

入札方法は、熊本県道路公社競争契約入札心得その他関係規定（熊本県が定める熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及びその他関係規定を準用する。以下同じ。）による書面による入札である。

第3 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争参加資格」という。）

1 競争入札に参加する者は、入札の期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号。）第2条第1項の規定に基づき、熊本県知事から入札公告に示す建設工事の種類に係る入札参加者資格の認定を受けていること。
- (3) 入札公告に示す建設工事の種類について、入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けていること。
- (4) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年熊本県告示第243号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。
- (5) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行った者にあつては、当該手続開始決定後、(2)に掲げる入札参加者資格に係る随時の審査に基づく認定を受けている者であること。
- (7) 入札公告に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、以下のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。）。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。

(ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は

再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

(9) 入札公告に示す建設工事の種類について、熊本県知事から入札公告に示す格付等級の認定を受けているか、経営事項審査の総合評定値（審査基準日が入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属するもので直近のもの）が入札公告に示す要件を満たしていること。

(10) 営業所の所在地が入札公告に示す要件を満たしていること。

なお、「営業所」とは、法第3条第1項に定める営業所（入札公告に示す建設工事の種類に係る建設業の許可を有するものに限る。）をいう。「主たる営業所」とは、建設業許可申請書別表又は別紙二に示された「主たる営業所」をいい、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所で、通常は本社、本店を指す。

2 入札に参加する者は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、入札公告に示す施工実績、配置予定技術者に関する事項及びその他の条件をすべて満たさなければならない。

(1) 配置予定技術者に関する事項に施工経験が求められている場合は、配置予定技術者の施工経験が、工期から工事の全部中止の期間、余裕期間及び請負契約の工事完成の時期より前に工事完成通知書（しゅん工届）を提出した日から請負契約の工事完成の時期までの期間を除く期間（以下「実工期」という。）の2分の1を超える従事期間であること。

ただし、工期が1年を超える工事にあつては、配置予定技術者の施工経験が、実工期のうち6か月を超える従事期間であること。

なお、橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作がある工事においては、工場製作の配置予定技術者と現場施工の配置予定技術者が同一でない場合は、各配置予定技術者の施工経験が、工期のうちそれぞれの配置期間における実工期の2分の1を超える従事期間であること。

(2) 配置予定技術者は、施工中の他の工事に従事していないことを原則とするが、他の工事に従事している場合は、当該工事の現場施工に着手する日の前に他の工事の検査及び引渡し完了している、その他の事由により、確実に当該工事に従事できる見込みであればよい。

(3) 配置予定技術者については、法第7条第2号（特定建設業許可を有する者にあつては同法第15条第2号）の規定により営業所ごとに常勤して専ら職務に従事することとされている技術者（営業所専任技術者）でない者とする。ただし、入札公告に示す工事が、以下のアからウのすべての要件を満たす場合は、この限りでない。

ア 請負金額が建設業法施行令第27条第1項に掲げる金額未満の場合

イ 勤務する営業所において請負契約が締結された場合

ウ 現場と営業所が近接し、常時連絡を取りうる体制にある場合

3 入札後に競争参加資格を満たさなくなったとき（法第26条第3項の規定により同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときを含む。）は、直ちにその旨の申し出を行うこと。競争参加資格を満たさなくなったにもかかわらずその旨の申し出を行わなかった場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

第4 競争参加資格の確認に必要な提出書類

1 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる（1）から（9）のうち入札公告において指定する書類を提出しなければならない。

ただし、開札の結果、複数の工事について落札候補者となった場合において、入札公告に示す要件を満たす配置予定技術者を配置できなくなった場合には、提出してはならず、第3の3に掲げる競争参加資格を満たさなくなったものとして取り扱う。

(1) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。別記様式1）

(2) 入札公告に示す営業所の所在地が熊本県以外の地域を含む場合は、当該営業所の所在地を証するために必要な次に掲げる書類

現在有効な建設業許可に係る許可申請書の別表又は別紙二の写し。ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し（別表又は第二面を含む。）

(3) 入札公告に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書（直近のものに限る。）の写し

(4) 同種工事の施工実績調書（以下「実績調書」という。別記様式2）及びその記載内容を証するために必要な次に掲げる書類

一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム」（以下「CORINS」という。）に登録されている処理区分が竣工登録である登録内容確認書（以下「竣工時登録内容確認書」という。）の写し

ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時登録内容確認書に代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）

その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあつては建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく検査済証の写し等）

(5) 配置予定技術者の資格及び施工経験調書（以下「資格等調書」という。別記様式3）及びその記載内容を証するため必要な次に掲げる書類

なお、入札公告に示す施工経験が「なし」の場合は、「工事名称等」及び「工事概要」欄は記載不要とする。

ア CORINSに登録されている竣工時登録内容確認書の写し。ただし、当該工事がCORINSに登録されていない場合は、CORINSの竣工時登録内容確認書に代えて、契約書の写し（当該工事が、共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写しを含む。）及び現場代理人・主任（監理）技術者通知書の控の写し

また、現場代理人又は主任（監理）技術者以外の役職で従事し、CORINSの竣工時登録内容確認書で確認できない場合は、当該工事の施工体系図、組織図等配置予定技術者が当該工事に従事したことがわかる書類の写し

その他、入札公告に掲げる条件を満たす工事であることを確認できる書類（設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあつては建築基準法に基づく検査済証の写し等）

イ 入札公告に掲げる資格等を有することを証する免許・資格等の写し、国土交通大臣の認定書の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了証の写し、卒業証書等の写し、実務経験証明書、指導監督的実務経験証明書等

ウ 申請書の提出期限の日以前3か月間の雇用関係を監理技術者資格者証の写しにより確認できない場合は、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者資格取得時確認通知書の写し、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書の写し、源泉徴収票の写し等

エ 熊本県以外の地域に主たる営業所を有する者は、法第7条第2号（特定建設業許可を有する者にあつては同法第15条第2号）の規定により営業所ごとに常勤して専ら職務に従事することとされている技術者（以下「営業所専任技術者」という。）でないことを証するために必要な次に掲げる書類

現在有効な建設業許可に係る許可申請書に添付されている専任技術者証明書の写し

ただし、許可を受けた後に、営業所専任技術者に変更があった場合は、当該専任技術者証明書の写し又は変更届出書に添付されている専任技術者証明書の写し

(6) 配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等調書（別記様式3の2）及びその記載内容が確認できる契約書の写し等（配置予定技術者が他の工事に従事していない場合は、提出不要とする。）

(7) 役員及び株主（出資者）調書（別記様式4）

(8) 総合評価落札方式に関する技術申請書の提出書類

ア 入札公告に事前登録制度適用案件の記載のある工事においては、事前登録項目の認定通知書の写し

なお、認定通知書の写しを提出することで、技術申請書の一部資料の提出を省略することができるのは、以下の評価項目とする。

- 1) 優良工事等表彰の有無、2) 地域精通度、3) 地域貢献度のうち災害支援活動の実績、4) 地域貢献度のうち災害協定の締結、5) 地域貢献度のうち企業単独及び熊本県建設産業団体連合会加盟団体の主催で実施した社会貢献活動の実績、6) 震災関連等工事で同一許可業種の工事受注状況、7) 管外

(主たる営業所以外)での震災関連等工事の受注実績、8) 山都町内での震災関連等工事の受注実績
 ただし、事前登録制度に基づく事前登録内容の更新又は新規登録を審査機関等に申請中である場合は、当該更新部分の内容、新規登録にあつては全ての内容を記載した技術申請書を提出すること。
 なお、事前登録制度に基づく事前登録内容の更新又は新規登録を審査機関等に申請中である場合以外は、認定通知書の写し以外の資料の内容は評価しないものとする。

イ 以下の記載事項及び内容に関する留意事項に示す必要な書類

記載事項	内容に関する留意事項
表紙 (別記様式5) 技術申請書	住所、商号又は名称、建設業許可番号、代表者氏名を記入し、代表者印を押印する。
企業の評価に関する事項 (別記様式6-1) ア 企業の施工実績	<p>ア 「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した施工実績については、CORINSの竣工時登録内容確認書の写し等、「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した条件を満たす工事であることを確認できる書類を添付する。</p> <p>当該年度の工事を施工実績として申請する場合は、その工事のしゅん工(完成)検査が完了し、引渡しが済んでいることを確認できる資料(登録内容確認書及び工事しゅん工認定書等の写し)を添付すること。</p> <p>また、提出された施工実績が3件以上の場合、得点が最も低い施工実績2件で評価する。</p> <p>(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。)</p> <p>※合併特例措置(平成17年4月1日熊本県告示第380号)により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の施工実績は、“消滅会社”の実績のみを評価対象とする。</p>
イ 優良工事等表彰の有無	<p>イ 「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した次の優良工事等表彰については、企業名が記載された表彰状の写し及び表彰を受けた工事のCORINSの竣工時登録内容確認書の写し等を添付すること。</p> <p>①熊本県優良工事等表彰(平成17年(2005年)4月施行)</p> <p>②国土交通行政功労者及び団体の表彰</p> <p>③熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰</p> <p>※合併特例措置(平成17年4月1日熊本県告示第380号)により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の優良工事等表彰は、“消滅会社”の表彰のみを評価対象とする。</p> <p>当該工事との同種・異種については、建設業法別表第一の上欄に掲げる工事の種類で区分し評価する。</p> <p>(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。)</p>
ウ 地域精進度 (営業所の所在地)	<p>ウ 「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した地域精進度において、「建設業法上の営業所の所在地」を評価する場合(「主たる営業所の所在地」を評価する場合を除く。)は、当該営業所(当該工事の許可業種に限る)の所在地を証するために必要な次に掲げる書類を添付すること。なお、主たる営業所の所在地については、(別記様式5)に記載されている住所で判断する。</p> <p>①当工事の公告日において有効な建設業許可に係る許可申請書の別表又は別紙二の写し。ただし、許可を受けた後に、所在地や営業所の業種に変更があった場合は、当該変更届出書の写し(別表又は第二面を含む。)</p> <p>※合併特例措置(平成17年4月1日熊本県告示第380号)により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の地域精進度は、“消滅会社の所在地”を“主たる営業所の所在地”とみなす。</p>

<p>エ 地域貢献度</p> <p>(災害支援活動)</p> <p>(災害協定の締結)</p> <p>(工場又は事業所の有無)</p>	<p>エ 「入札公告 3 (2) 評価に関する基準」に示した次の地域貢献の実績については、必要な書類を添付すること。</p> <p>【災害支援活動】 国、県又は市町村が発行する災害支援活動証明書を添付すること。 評価対象とする活動は下記①から③のとおり。 ① 過去 2 年間 (平成 30 年度 (2018 年度) ~令和元年度 (2019 年度)) に国、県又は県内市町村の要請により実施した公共施設に係る災害応急活動 (道路維持修繕業務委託等の年間委託業務に基づき実施したものは、評価対象としません。) ② 平成 28 年 (2016 年) 4 月に発生した熊本地震に起因する災害救助法第 4 条及び災害救助法施行令第 2 条に記載された支援活動 ③ 平成 28 年 (2016 年) 4 月に発生した熊本地震に起因する国、県又は県内市町村の要請により実施した公共施設に係る災害応急活動 (道路維持修繕業務委託等の年間委託業務に基づき実施したのも、評価対象とします。)</p> <p>※上記において公共施設とは、国、県又は県内市町村が管理する道路法、河川法、港湾法、漁港漁場整備法、海岸法、砂防法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、地すべり等防止法、下水道法、水道法等における施設並びに建築物等施設とする。</p> <p>※合併特例措置 (平成 17 年 4 月 1 日熊本県告示第 380 号) により、「“その他の営業所” の資格で入札に参加した企業」の災害応急活動は、“存続会社” 及び“消滅会社” の双方の実績を評価対象とする。</p> <p>【災害協定の締結】 ① 土木一式工事の場合は、当該工事の公告日以前の直近の日における、管轄する地域振興局長又は熊本土木事務所長との大規模災害時の支援活動に関する協定の締結を評価する。 地域振興局長又は熊本土木事務所長と締結した協定書の写し及び協定書第 5 条に基づき報告した協力体制の内容の写し (連絡体制表、支援活動名簿等の入札参加企業が協力体制の一員を構成していることが確認できる資料) の最新のものを添付する。 ② 建築一式工事の場合は、当該工事の公告日以前の直近の日における、熊本県土木部長との大規模災害時の支援活動に関する協定の締結を評価する (ただし、主たる営業所の存する振興局のみ評価する。) 熊本県土木部長と締結した協定書の写し及び協定書第 5 条に基づき報告した協力体制の内容の写し (連絡体制表、支援活動名簿等の入札参加企業が協力体制の一員を構成している事が確認できる資料) の最新のものを添付する。 ③ その他の発注工種は、当該工事の公告日の以前の直近の日における、熊本県知事と大規模災害時の支援活動に関する協定 (ただし、基本協定は対象外とする。) を締結し、かつ、振興局毎に当該年度の協力体制が県に報告されている場合に評価する。 (ただし、主たる営業所の存する振興局のみ評価する。) 熊本県知事と締結した協定書の写し及び協定書第 5 条に基づき県に報告した当該年度の協力体制の内容の写し (連絡体制表、支援活動名簿等の入札参加企業が協力体制の一員を構成していることが確認できる資料) の最新のものを添付する。</p> <p>【工場又は事業所の有無】 「入札公告 3 (2) 評価に関する基準」に示した地域貢献度における「熊本県内における工場又は事業所 (雇用する正社員の従業員が 20 人以上) の有無」につい</p>
---------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>(主要資材の県産資材使用)</p>	<p>ては、以下の項目を評価する。</p> <p>① 熊本県内に工場を有すること ※工場：日本標準産業分類の製造業に分類される事業所</p> <p>② 熊本県内に事業所（雇用する正社員の従業員が20人以上）を有すること ※事業所：日本標準産業分類における事業所 工場又は事業所の所在地が確認できる資料を添付する。</p> <p>【主要資材の県産資材使用】</p> <p>（別表1）で指定した資材について、全て県産資材を使用する場合に評価する。 なお、ここでいう県産資材（木材を除く。）とは、工事現場に最終製品として搬入される建設資材・製品を対象とし、県内の事業所及び工場等で産出、生産若しくは製造されたもの、又は、県内に登記上の本社を有する企業・組合等の建設資材・製品とする。</p> <p>また、県産資材のうち、木材については、「原則として、県内で生産された素材（スギ、ヒノキ、マツ等の針葉樹及びシイ、カン、クス等の広葉樹）を県内の製材所が加工した木材製品とする。ただし、県内で生産されたことが確認できない素材の場合、県内の素材市場で取り扱われたものについては、県内で生産されたものとみなす。また、県内で生産された素材を県外で構造用集成材としたものについては、県産材とみなす。」とする。</p>
<p>(県内企業への下請又は自社施工)</p>	<p>【県内企業への下請又は自社施工】</p> <p>「入札公告3（2）評価に関する基準」に示した県内企業への下請について、熊本県公共工事請負契約約款第7条の規定に基づく1次下請を全て県内企業と契約する場合（加えて、「入札公告3（2）評価に関する基準」において1次下請企業に関する条件が設定されているときは、これを満足する場合）について評価する。又は、主たる営業所を県内に有しない建設業者を除き、全て自社施工で施工する場合に評価する。ここでいう県内企業とは、主たる営業所を県内に有する建設業者とする。</p>
<p>(社会貢献活動の実績)</p>	<p>【社会貢献活動の実績】</p> <p>①から③の項目については、協定書の写し（下記③は除く。）、社会貢献活動区域の地図（別記様式8による）、熊本県への活動報告書の写し、活動日報（作業日報等）の写しを添付すること。</p> <p>④については、建設業協会等の建設産業団体連合会加盟団体が発行する証明書及び活動実績や状況が客観的にわかる新聞や広報資料等の写しを添付すること。</p> <p>①熊本県と締結した「ロードクリーンボランティア」協定に基づく県管理道路の美化活動の実績（「道の里親運動」協定は、ロードクリーンボランティア協定とみなします。）</p> <p>②熊本県と締結した「くまもとマイリバーサポート」協定に基づく県管理河川の美化活動の実績</p> <p>③熊本県管理海岸の美化活動（流木処理等）実績</p> <p>④建設産業団体連合会加盟団体が主催して行った美化活動（下記項目を全て満たすもの）などの社会貢献活動の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動（主催）する団体については、建設産業団体連合会加盟団体とする。 ・新聞記事、ホームページや市町村広報などで活動内容の確認ができること。 ・主催団体が、活動に参加した企業及び企業毎に2名以上参加したことを証明すること。※合併特例措置（平成17年4月1日熊本県告示第380号）により、「“その他の営業所”の資格で入札に参加した企業」の社会貢献活動は、“存続会社”及び“消滅会社”の双方の実績を評価対象とする。

<p>オ 登録基幹技能者の配置</p> <p>カ 当該工事と同一許可業種の工事受注状況</p> <p>キ 震災関連等工事で同一許可業種の工事受注状況</p> <p>ク 管外（主たる営業所以外）での震災関連等工事の受注実績</p> <p>ケ 山都町内での震災関連等工事の受注実績</p>	<p>オ 「入札公告 3（2）評価に関する基準」に示した職種（種類）の登録基幹技能者を当該工事に配置する場合に評価する。 登録基幹技能者については、登録基幹技能者講習修了証の写しを添付すること。 ここで配置する登録基幹技能者は、元請及び下請は問わないが、「入札公告 3（2）評価に関する基準」に示した職種（種類）の作業期間中は常駐すること。</p> <p>カ 「入札公告 3（2）評価に関する基準」に示した当該工事と同一許可業種の工事の受注状況について評価する。但し、震災関連等工事で元請けとして受注契約した工事は除く。 共同企業体の構成員として受注した工事は、出資比率 20%以上のものを対象とする。</p> <p>キ 「入札公告 3（2）評価に関する基準」に示した震災関連等工事で同一許可業種の工事の受注状況について評価する。 共同企業体の構成員として受注した工事は、出資比率 20%以上のものを対象とする。</p> <p>ク 「入札公告 3（2）評価に関する基準」に示した管外（主たる営業所以外）での震災関連等工事の受注実績について評価する。 共同企業体の構成員として受注した工事は、出資比率 20%以上のものを対象とする。 入札参加企業の主たる営業所の所在地が、入札公告に示された工事の施工箇所と同一管内に在る場合のみ評価する。</p> <p>ケ 「入札公告 3（2）評価に関する基準」に示した山都町内での震災関連等工事の受注実績について評価する。 共同企業体の構成員として受注した工事は、出資比率 20%以上のものを対象とする。 入札参加企業の主たる営業所の所在地が、入札公告に示された工事の施工箇所と同一管内に在る場合のみ評価する。</p>
<p>（別記様式 6-2）</p> <p>配置予定技術者の評価に関する事項</p> <p>ア 配置予定技術者の専任状況</p>	<p>製作現場（工場）の配置予定技術者と据付現場の配置予定技術者が同一人でない場合は、据付現場の配置予定技術者を評価対象とする。 配置予定技術者として複数の技術者を掲げることができるが、その場合、入札公告に示す「入札公告 3（2）評価に関する基準」の評価項目に掲げる事項の審査に当たっては、得点が最も低い者をもって評価する。 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者として申請する場合において、他の工事を落札したことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、その旨を書面により申し出ること。</p> <p>ア 簡易型 I の建築一式工事においては、当該工事への専任又は非専任の状況を申請すること。 ただし、このとき申請した技術者を当該工事に専任で配置するとした場合であっても、下記の場合においては、評価を変更する。 (1) 同時に複数の簡易型 I の建築一式工事を同一の入札手続きで実施する場合で、同一の技術者を専任として申請した場合は、入札公告に定める工事の優先順位により順次、専任として評価を行い、当該工事において落札候補者となったときは、その他の工事においては、非専任として評価する。 (2) 熊本県農林水産部及び熊本県土木部が実施する他の建築一式工事で、既に入札手続きが開始され、落札候補者が未だ決定していないものがある場合において、当該工事と同一の技術者を専任として申請している場合で、先に実施</p>

	<p>する入札において落札候補者となったときは、当該工事以降に実施する入札においては、非専任として評価する。</p> <p>(3) その他、入札公告により別途定める場合。</p>
イ 配置予定技術者の資格	イ 配置予定技術者の資格については、資格・免許証等の写しを添付する。資格取得後の経過年数計算は、公告日を基準として算定する。
ウ 優良工事等表彰の技術者表彰の有無	<p>ウ 「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した次の優良工事の技術者表彰については、技術者名が記載された表彰状の写し及び表彰を受けた工事のCORINSの竣工時登録内容確認書の写し等を添付すること。</p> <p>① 熊本県優良工事等表彰(平成17年(2005年)4月施行)</p> <p>② 国土交通行政功労者及び団体の表彰</p> <p>③ 熊本県土木部建築住宅局優良工事表彰</p> <p>当該工事との同種・異種については、建設業法別表第一の上欄に掲げる工事の種類で区分し評価する。</p>
エ 施工経験	<p>エ 「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した主任(監理)技術者、又は現場代理人としての施工経験については、CORINSの竣工時登録内容確認書の写し等、「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した条件を満たす工事であることを確認できる書類を添付すること。</p> <p>当該年度の工事を施工経験として申請する場合は、その工事のしゅん工(完成)検査が完了し、引渡しが進んでいることを確認できる資料(登録内容確認書及び工事しゅん工認定書等の写し)を添付すること。</p> <p>提出された施工経験が3件以上の場合は、得点が最も低い施工経験2件で評価する。</p> <p>なお、当該施工経験については、配置予定技術者が次の期間(以下「従事期間」という。)に従事していたことを要する。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上のものに限る。)</p> <p>【従事期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期から工事の全部中止の期間、余裕期間及び請負契約の工事完成の時期より前に工事完成通知書(しゅん工届)を提出した日から請負契約の工事完成の時期までの期間を除く期間(以下「実工期」という。)の2分の1を超える期間 ・工期が1年を超える工事にあつては、実工期のうち6か月を超える期間 ・橋梁、ポンプ、ゲート及びエレベーター等の工場製作がある工事については、 <ul style="list-style-type: none"> ①工場製作か現場施工のいずれかの主任(監理)技術者の施工経験をもって配置予定技術者とする場合 工場製作期間または現場施工期間のいずれかの実工期の2分の1を超える期間 ②現場代理人の施工経験をもって配置予定技術者とする場合 工期全体における実工期の2分の1を超える期間
オ 工事成績	<p>オ 「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した主任(監理)技術者、又は現場代理人として従事し、完成した工事の工事成績評定点については、CORINSの竣工時登録内容確認書の写し等、「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した条件を満たす工事であることを確認できる書類及びその工事成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>提出された工事成績が2件以上の場合は、得点が最も低い工事成績1件で評価する。</p> <p>なお、当該施工経験については、配置予定技術者が「エ 施工経験」の従事期間に従事していたことを要する。</p>

<p>カ 継続教育の取組状況</p> <p>キ 若手技術者の追加配置</p>	<p>カ 「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した建設系CPD協議会又は建築CPD運営会議加盟団体における取得単位(ユニット数)については、実績証明書の写しを提出すること。</p> <p>【建設系CPD協議会加盟団体】</p> <p>①公益社団法人 空気調和・衛生工学会、②一般社団法人 建設コンサルタンツ協会、③公益社団法人 地盤工学会、④一般社団法人 全国土木施工管理技士会連合会、⑤公益社団法人 土木学会、⑥土質・地質技術者生涯学習協議会、⑦一般社団法人 日本環境アセスメント協会、⑧公益社団法人 日本コンクリート工学会、⑨公益社団法人 日本技術士会、⑩公益社団法人 日本建築士会連合会、⑪公益社団法人 日本造園学会、⑫公益社団法人 日本都市計画学会、⑬公益社団法人 農業農村工学会、⑭一般社団法人 全国測量設計業協会連合会、⑮一般社団法人 全国上下水道コンサルタント協会、⑯一般社団法人 森林・自然環境技術者教育会、⑰一般社団法人 建設業振興基金、⑱一般社団法人 交通工学研究会、⑲一般社団法人 全日本建設技術協会</p> <p>【建築CPD運営会議加盟団体】</p> <p>①公益社団法人 日本建築士会連合会、②一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会、③公益社団法人 日本建築家協会、④一般社団法人 日本建設業連合会、⑤一般社団法人 日本建築学会、⑥公益社団法人 空気調和・衛生工学会、⑦一般社団法人 建築設備技術者協会、⑧一般社団法人 電気設備学会、⑨一般社団法人 日本設備設計事務所協会、⑩建築技術教育普及センター、⑪一般社団法人 日本建築構造技術者協会、⑫一般社団法人 建設業振興基金</p> <p>キ 「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した若手技術者の追加配置については、資格・免許証等の写しを提出すること。</p> <p>なお、追加で配置する若手技術者は、競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前3か月間の雇用関係にあり、入札公告日時点で満40歳未満である者とし、その雇用期間及び年齢を証する書類として、健康保険被保険者証、雇用保険被保険者資格取得時確認通知書、市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、源泉徴収票等のいずれかの写しを添付すること。</p> <p>若手技術者の追加配置として複数の技術者を掲げることができるが、その場合、入札公告に示す「入札公告3(2)評価に関する基準」の評価項目に掲げる事項の審査に当たっては、得点が最も低い者をもって評価するものとする。</p>
<p>確認資料①</p>	<p>CORINSの登録内容確認書、契約書の写し、設計図書等</p> <ul style="list-style-type: none"> 別記様式6-1及び6-2で申請した工事に係るCORINSに登録されている「登録内容確認書」の写しは、原則として竣工時登録内容確認書とする。 当該工事が共同企業体によるもの場合は、建設工事共同企業体協定書の写し。 当該工事がCORINSに登録されていない場合、又は竣工登録を行っていないなどCORINS資料のみでは、同種工事の確認ができない場合は、「入札公告3(2)評価に関する基準」に示した条件を満たす工事であることを確認できる書類(最終の契約書の写し、最終の設計図書(図面、数量表等)のうち、当該部分が記載されている箇所の写し、建築物にあっては建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく検査済証の写し等)。 配置予定技術者がCORINSに登録されていない場合、又は竣工登録を行っていないなどCORINS資料のみでは、施工経験の確認ができない場合は、配置予定技術者の施工経験をj確認できる書類(最終の契約書の写し、現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し、最終契約工期と従事実績が異なる場合は、最終の実績(実施)工程表の写し等)。 震災関連等工事で同一許可業種の工事受注状況の項目では当初契約書の写しが必要で、CORINS資料の写しには受注時のものが必要となる場合がある。また、事前登録認定通知書を所有している場合は、必ず同通知書の写し。

<p>確認資料 ②</p>	<p>免許等の写し 登録基幹技能者講習修了証の写し 継続教育の証明書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式6-2で申請した配置予定技術者の資格を証する免許・資格等の写し、国土交通大臣の認定書の写し等。 別記様式6-2で申請した若手技術者の追加配置における技術者については、主任技術者となり得る資格を証する免許・資格等の写し、国土交通大臣の認定書の写し等又は実務経験証明書等。 別記様式6-1で申請した登録基幹技能者の登録基幹技能者講習修了証の写し。 別記様式6-2で申請した各団体が発行した取得単位の証明書（「入札公告3（2）評価に関する基準」に示した期間内の実績証明書）の写し（ただし、「入札公告3（2）評価に関する基準」に示した期間と実績証明書の期間が異なる場合は、期間内の取得単位数が確認できる明細書の写し等）。
<p>確認資料 ③</p>	<p>表彰状等の写し 工事成績評定通知書の写し しゅん工認定書等の写し 国、県又は県内市町村等の活動証明書の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式6-1及び6-2で申請した優良工事等表彰を受けた工事の表彰状の写し（企業評価においては企業名の記載、技術者評価においては技術者名が記載されているもの）及び表彰を受けた工事のCORINSの竣工時登録内容確認書の写し（表彰を受けた工事がCORINSの竣工登録を行っていない場合は、入札公告などの受賞した工事の種類が確認できる資料の写し）等。 別記様式6-2で申請した配置予定技術者が従事した国又は熊本県発注工事の工事成績評定通知書の写し。 別記様式6-1及び6-2で申請した同種工事の施工実績及び施工経験が、当該年度の工事の場合は、その工事のしゅん工（完成）検査が完了し、引渡しが済んでいることを確認できる資料等（工事しゅん工認定書など）の写し。 別記様式6-1で申請した災害支援活動を証明する国、県又は県内市町村等が発行した活動証明書の写し。
<p>確認資料 ④</p>	<p>協定書及び連絡体制表等の写し 健康保険被保険者証等の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別記様式6-1で申請した熊本県知事等と締結した協定書の写し及び熊本県知事等に報告した当該年度の最新の協力体制の内容の写し 別記様式6-2で申請した若手技術者の追加配置における競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前3か月間の雇用関係にあること及び年齢を証するための健康保険被保険者証等の写し。

上記により提出された書類の内容に誤りがある場合、確認資料に不備がある場合は評価しない。

(9) 上記(1)から(8)のほか、入札公告において定める書類

2 提出書類作成に係る留意事項

(1) 1の(4)及び(5)については、工事が完成し、引渡し済みのものに限り記載する。件数は、入札公告に特別な定めがない限り、各1件とする。

(2) 1の(4)及び(5)については、日本国内における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の同種工事の施工経験とする。

(3) 1の(5)の配置予定技術者の施工経験及び資格は、複数の技術者を記載することができる。

第5 申請書等の提出方法

(1) 申請書等の提出方法

競争入札に参加する者は、申請書等(第4の1の(1)から(9)のうち入札公告において指定する書類)を入札公告に示す場所に郵送(書留郵便に限る。)又は直接持参すること。

また、書面により入札に参加しようとする場合は、入札公告に示す期間中に、入札公告に示す入札・契約課へ持参すること。

(2) その他

ア 申請書を書面により提出する場合は、押印すること。

イ 申請書等を期限までに適切に提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、落札者として決定さ

れない。

- ウ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- エ 提出書類は、返却しない。
- オ 提出期限後における提出書類の差替え及び再提出は、特別の事情がある場合を除き認めない。
- カ 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- キ 熊本県道路公社は、提出書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

第6 設計図書の閲覧及び配付

設計図書は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により、閲覧及び配付を行う。

第7 質問書の提出及び回答

- 1 入札公告、共通事項書及び設計図書に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により提出すること。
- 2 当該質問に対する回答は、入札公告に示す期間中、入札公告に示す方法により閲覧に供する。

第8 最低制限価格の設定

- 1 設計価格5億円未満の工事の入札については、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、あらかじめ最低制限価格を設ける。そのため、最低制限価格に満たない入札価格を提示した者は失格とする。
- 2 最低制限価格は、落札者の決定後、入札結果とともに速やかに公表する。

第9 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金は、免除する。
- 2 契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付するものとする。ただし、国債若しくは県債（利付債に限る。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

第10 入札方法等

- 1 入札に参加する者は、書面により、入札公告に示した入札日時に入札すること。
。
- 2 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札執行回数は、1回とする。

第11 工事費内訳書の提出

- 1 入札書に記載される入札金額と一致した工事費内訳書を添付すること。
- 2 工事費内訳書は、入札書とともに、入札公告に示した入札日時に、入札公告に示した場所へ持参すること。
- 3 工事費内訳書の内容は、設計図書である工事数量総括表又は工事内訳書に記載する次に示す項目に対応する単位、数量、単価及び金額を全て記載すること。（様式自由）

- (1) 土木工事標準積算基準による工事数量総括表にあつては、工事区分、費目、各工種、種別、細別に相当する全ての項目。
 - (2) 公共建築工事積算基準による工事内訳書にあつては、種目、科目、中科目に相当する全ての項目。
 - (3) 工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）の事業主負担額を算出できる場合は、工事価格の内数として記載できるものとする。
- 5 工事費内訳書の確認の結果、談合の疑いがある場合や積算単価等に疑義がある場合は、必要に応じて、単価明細書の提出、事情聴取等の追加調査を実施する。
- 6 工事費内訳書の提出がない場合、又は上記1に反する場合は、入札を無効とする。また、上記4に反する場合は、軽微な誤記である場合を除き入札を無効とする。

第12 開札及び落札保留

- 1 入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
- 2 開札後、直ちに落札保留の旨を宣言する。

第13 入札の無効

熊本県道路公社競争契約入札心得第8条に該当する入札、又は申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

第14 落札候補者の決定方法

- 1 開札後、熊本県道路公社会計規程第72条（熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条を準用する。）の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、入札公告に示す評価値（以下「評価値」という。）を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。ただし、第8の1により、最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格以上の価格をもって有効な入札を行った者について、評価値を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

- 2 第8の1に該当する入札で、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札決定を保留し、熊本県が定める熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成16年熊本県告示第331号。以下「低入札価格調査実施要領」という。）を準用し低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。

なお、その際、当該入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

落札者となる者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最高の評価値をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

- 3 有効な入札を行った者で評価値の最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札候補者とし、技術評価点が同点であるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

なお、落札候補者が落札者として決定されず、次に高い評価値の者が複数いる場合は、落札者として決定されなかった者を除き、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が同点であるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

第15 競争参加資格の確認、落札者の決定

- 1 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、落札候補者の競争参加資格が認められたときは、落札候補者を落札者とし、その旨を落札者決定通知書により入札参加者全員に通知する。
- 2 落札候補者の競争参加資格がないと認められたときは、落札候補者に対し競争参加資格確認通知書によりその旨

を通知し、次に評価値の高い者から順に競争参加資格が確認できた最初の者を落札者とする。

第16 入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後遅滞なく公表するものとし、契約を締結した日の属する年度及び翌年度まで入札・契約課において閲覧に供する。

第17 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1 競争参加資格がないと認められた者は、熊本県道路公社理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、入札公告に示した期間内に、入札公告に示した場所へ、書面（様式は、熊本県が定める熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱（平成14年熊本県告示第124号。以下「苦情処理要綱」という。）に定める別記様式1による。）により説明を求めることができる。
- 2 説明要求に対する回答は、入札公告に示した日までに書面により回答する。

第18 配置予定技術者

落札者は、第4の提出書類に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。

なお、入札公告において技術者の専任を求められている場合は、当該技術者は専任の者としなければならない。工事現場における技術者の専任期間については、監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国総建第349号）による。

この技術者は、病休、退職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない大幅な工期の延長がある場合等、特別な場合を除き、変更を認めない。技術者の変更が認められた場合は、原則として、第3の2に掲げる条件を満たす者であって、変更前に配置していた技術者が得た得点と同等以上の資格や実績等がある技術者を配置しなければならない。

なお、やむを得ないと認められる場合を除き、配置予定技術者を当該工事現場に配置できない場合は、契約前にあっては、契約を締結せず、契約後にあっては、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

第19 契約書作成の要否及び支払条件

契約書を作成するものとし、支払条件は、熊本県道路公社公共工事請負契約約款（熊本県公共工事請負契約約款（平成8年熊本県告示第465号）を準用する。以下同じ。）によるものとする。

第20 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから5日以内に、苦情処理要綱に基づき苦情を申し立てることができる。

第21 評価内容の担保

熊本県道路公社公共工事請負契約約款に基づき、契約を行った者は、該当する以下の評価項目を履行することとする。

1 施工計画書

受注者は、あらかじめ受注者が施工計画書に記載した内容のうち、発注者と受注者とが協議して決定した内容を満たす施工を行わなければならない。

提案のあった施工に関しては、設計図書及び請負代金の変更は行わない。

施工計画書を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

受注者の責めにより、施工計画書に記載した内容を満たす施工ができない場合は、工事成績評定において、施工計画の評価内容における満点と同じ点数を減点する。

発注者は、施工計画書に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。

2 主要資材の県産資材使用

受注者は、「入札公告 3（2）評価に関する基準」において、「主要資材の県産資材使用」が評価内容として設定されている場合は、あらかじめ技術申請書に記載した内容を満たす施工を行わなければならない。

発注者は、施工中（材料承認時等）や竣工時に、受注者が提出した内容を満たす施工が行われているか確認を行うものとする。なお、受注者の責に帰すべき事由により、受注者が提出した技術申請書に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、評価項目（主要資材の県産資材使用）で得た得点を、工事成績評定から減点する。

3 県内企業への下請又は自社施工

受注者は、「入札公告 3（2）評価に関する基準」において、「県内企業への下請又は自社施工」が評価内容として設定されている場合は、あらかじめ技術申請書に記載した内容を満たす施工を行わなければならない。

発注者は、施工中（下請報告書提出時）や竣工時に、受注者が提出した内容を満たす施工が行われているか確認を行うものとする。なお、受注者の責に帰すべき事由により、受注者が提出した技術申請書に記載した内容を満たす施工が行われない場合は、評価項目（県内企業への下請）で得た得点を、工事成績評定から減点する。

4 配置予定技術者

第 18 により技術者の変更が認められた場合で、「入札公告 3（2）評価に関する基準」で得た得点と変更後の技術者の得点に差異がある場合は、変更前の技術者で得た得点と変更後の技術者の得点の差を工事成績評定から減点する。

また、簡易型 I で実施する請負金額 7,000 万円未満の複数の建築一式工事を同一の技術者を専任することとして申請を行い複数落札した場合は、第 3 の 3 に基づく申し出は必要としない。

ただし、この場合、複数落札した工事のうち評価者によって専任することとして評価を行った工事においては、「入札公告 3（2）評価に関する基準」の「配置予定技術者の専任状況」で得た得点を、工事成績評定から減点する。

5 若手技術者の追加配置

「入札公告 3（2）評価に関する基準」において、「技術者の追加配置」の評価項目が評価されていることを通知されている場合は、あらかじめ技術申請書で申請した追加配置技術者（以下、「追加配置技術者」という。）を配置しなければならない。この場合において、追加配置技術者は、営業所専任技術者でない者とし、病休、休職等のほか、工場製作から現場設置への移行がある場合、工期が多年に及ぶ場合、予測し得ない工期延長がある場合等特別な場合を除き、変更を認めない。

ただし、やむを得ず追加配置技術者を変更する場合は、「入札公告 3（2）評価に関する基準」の「技術者の追加配置」に示す資格がある追加配置技術者を配置しなければならない。また、追加配置技術者の変更が認められた場合で、「入札公告 3（2）評価に関する基準」で得た得点と変更後の技術者の得点に差異がある場合は、変更前の技術者で得た得点と変更後の技術者の得点の差を工事成績評定から減点する。

追加配置技術者は、病休等の特別な理由がある場合を除き、土木工事共通仕様書の第 1 編 1-1-2 及び 1-1-2 2 に規定する協議、報告、確認、立会い、工事検査及び段階確認を行うときは、主任（監理）技術者と同席しなければならない。特別な理由がなく、同席しなかった場合は、「入札公告 3（2）評価に関する基準」の「技術者の追加配置」で得た得点を、工事成績評定から減点する。

6 登録基幹技能者の配置

「入札公告 3（2）評価に関する基準」において、「登録基幹技能者の配置」の評価項目が評価されていることを通知されている場合は、あらかじめ技術申請書で申請した登録基幹技能者（以下「登録基幹技能者」という。）を配置しなければならない。

ただし、やむを得ず登録基幹技能者を変更する場合は、「入札公告 3（2）評価に関する基準」の「登録基幹技能者の配置」に示す同種の登録基幹技能者を配置しなければならない。また、「入札公告 3（2）評価に関する基準」に示した同種の登録基幹技能者を配置出来ない場合は、「入札公告 3（2）評価に関する基準」の「登録基幹技能者の配置」で得た得点を、工事成績評定点から減点する。

発注者は、施工計画書提出時や当該作業中及び竣工時に、登録基幹技能者が当該作業期間に常駐したかどうかについて確認し、特別な理由がなく、常駐していなかった場合は、「入札公告 3（2）評価に関する基準」の「登録基幹技能者の配置」で得た得点を、工事成績評定点から減点する。

第22 その他

- 1 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 この共通事項書及び入札公告に記載する日時、日数、期間については、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条に規定する熊本県の休日を含まず、午前9時から午後5時までとする。
- 3 入札参加者は、熊本県道路公社競争契約入札心得、及び熊本県道路公社公共工事請負契約約款を遵守すること。
- 4 申請書等提出書類に虚偽の記載をした場合その他入札手續において不正又は不誠実な行為を行った場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。
- 5 入札公告中「本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。」と明記した工事については、契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。

なお、詳細は、特記仕様書等による。

(別記様式1)

(用紙A4)
年 月 日

競争参加資格確認申請書

熊本県道路公社 理事長 宮部 静夫 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の工事に係る競争参加資格について確認されたく、所定の書類を添えて申請します。
なお、入札公告に掲げられた条件を満たしていること並びにこの申請書及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告日 令和〇年〇月〇日
- 2 工事番号 令和〇年度〇〇第〇〇〇〇号
工事名 〇〇〇〇工事
- 3 工事場所 〇〇〇〇

問合せ先

部 署：〇〇支店〇〇部〇〇課
担当者名：
電話番号：

同種工事の施工実績調書

会社名：

工 事 名 称 等	工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事
	発 注 機 関 名	〇〇県〇〇市
	工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工 期	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
	受 注 形 態 等	単体／JV (出資比率：)
工 事 概 要	工 事 内 容	〇〇〇〇、〇〇〇
	CORINS登録	有 ・ 無

配置予定技術者の資格及び施工経験調書

会社名：

配置予定技術者の氏名		〇〇 〇〇
最 終 学 歴		〇〇大学 土木工学科 〇〇年卒業
法令による資格・免許		〇〇級〇〇施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格者証（有効期限日及び登録番号） 監理技術者講習修了証（終了年月日及び修了証番号） 10年以上の実務経験
工 事 名 称 等	工 事 名	〇〇〇〇〇〇〇〇工事
	発 注 機 関 名	〇〇県〇〇市
	工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町
	契 約 金 額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
	工 期	〇年〇月〇日～〇年〇月〇日
	受 注 形 態 等	単体／JV（出資比率： %）
	従 事 役 職	監理技術者・主任技術者・現場代理人・その他（ ）
工 事 概 要	工 種	〇〇〇〇
	工 事 内 容	〇〇式橋脚〇基 〇〇〇〇〇〇
	CORINS登録	有 ・ 無

(注：入札公告に示す施工経験が「なし」の場合は、「工事名称等」及び「工事概要」欄は記載不要)

配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等調書

会社名：

申請時における他工事の従事状況等	工 事 名 称	〇〇〇〇
	発 注 機 関 名	〇〇〇〇〇
	工 期	〇〇年〇〇月〇〇日～〇〇年〇〇月〇〇日
	従事役職・氏名	
	当該工事と重複する場合の対応措置	(例) 当該工事の現場施工に着手する日より前の平成〇〇年〇月〇日に完成検査が終了予定のため当該工事に従事可能
	CORINS登録	有 ・ 無

(注) 配置予定技術者が他の工事に従事している場合、「申請時における他工事の従事状況等」に従事しているすべての工事について記載し、その記載内容が確認できる契約書の写し等を併せて提出する。

役員及び株主(出資者)調書

会社名：

1 役員一覧

氏名	役名	他の建設業者の役員就任状況
〇〇 〇〇	代表取締役	なし
〇〇 〇〇	取締役	〇〇建設(株)(許可番号 熊本県知事第△△△△号)の取締役(非常勤)

2 株主(出資者)一覧

株主(出資者)名	住所	所有株数又は出資の価額	他の建設業者の役員就任状況 又は建設業許可番号
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	5,000,000円	なし
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇町〇〇	3,000,000円	〇〇建設(株)(許可番号 熊本県知事第△△△△号)の取締役(非常勤)
(株)〇〇商事	〇〇市〇〇町〇〇	1,000,000円	なし
〇〇建設(株)	〇〇市〇〇町〇〇	1,000,000円	許可番号 熊本県知事第△△△△号
	計	10,000,000円	

(注1) 株主(出資者)一覧には、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載する。

(注2) 「株主(出資者)名」の欄には、株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合には、その者の氏名を記載する。

(注3) 「所有株数又は出資の価額」の欄には、株数を記載するときは「株」と、出資の価額を記載するときは「円」とその単位を必ず記載する。

(注4) 役員に監査役は含まない。

技術申請書(簡易型Ⅰ・Ⅱ)

熊本県道路公社 理事長 宮部 静夫 様

住 所

商号又は名称

建設業許可番号

許可(般・特一)第 号

代表者 氏名

印

下記工事について、技術関係資料を提出します。

記

- 1 工事番号
- 2 工 事 名
- 3 工事場所
- 4 連絡者所属・氏名
TEL
FAX
- 5 添付図書及び資料
 - (1) 企業の評価に関する事項及び配置予定技術者の評価に関する事項
(別記様式6-1)(別記様式6-2)
 - (2) 震災関連等工事で同一許可業種の工事受注状況(別記様式7)【建築一式工事に限る】
 - (3) 社会貢献活動区域の地図(別記様式8)
【地域貢献度の評価項目に社会貢献活動の実績の有無が設定されている場合に提出】
 - (4) 「一般競争入札公告共通事項書」及び「熊本県土木部建設工事総合評価落札方式ガイドライン」
等を熟読の上、必要となる「図書及び資料等」を添付して下さい。

企業の評価に関する事項

評 価 項 目	申請する場合「○」 申請しない場合「×」 (※1)	見出し名 (※2)
①「事前登録項目の認定通知書」(※3) (土木一式工事に限る)		資料①
②企業の同種工事の施工実績 (評価する工事件数は2件まで)		資料②
③企業に対する優良工事等表彰の実績		資料③
④建設業法上の営業所の所在地(県外企業のみ記入) (※4)		資料④
⑤過去2年間又は平成28年(2016年)4月に発生した熊本地震に起因する災害支援活動の実績		資料⑤
⑥地域振興局長等、熊本県土木部長又は熊本県知事との災害協定の締結		資料⑥
○熊本県内における工場又は事業所(雇用する正社員の従業員が20人以上)の有無		X
⑦登録基幹技能者の配置 (一部の建築関係工事に限る)		資料⑦
⑧-1震災関連等工事同一許可業種の工事受注状況(※5)		資料⑧-1
⑧-2管外(主たる営業所以外)での震災関連等工事の受注実績		資料⑧-2
⑧-3山都町内での震災関連等工事の受注実績		資料⑧-3
○主要資材の県産資材使用		X
○全ての1次下請が県内企業、又は自社施工等		X
⑨過去2年間の社会貢献活動の実績		資料⑨

- (※1) 評価基準(様式10)に定められている各項目について、申請する場合には「○」印、申請しない場合には「×」印を記入してください。なお、評価基準に定められていない項目については、空欄で構いません。
- (※2) 添付資料には、必ず申請項目ごとに「見出し名(資料①等)」を付けてください。「見出し名(資料①等)」が付いていない場合は評価しません。なお、見出し名については各項目固定とします。
また、企業の施工実績と配置予定技術者の施工経験等で、添付資料が重複する場合(コリンズ等)には、**添付資料**に見出し名を並べても構いません。
- (※3) 申請する場合は、必ず「事前登録項目の認定通知書の写し」を添付してください。**なお、事前登録項目は、提出された「事前登録項目の認定通知書の写し」により評価しますので、認定通知書に記載されている項目については「○」印を記入する必要はありません。**
- (※4) 県内企業は、記入する必要はありません。また、添付資料も必要ありません。
- (※5) 「建築一式工事」は、事前登録制度の適用工事ではないため、(別記様式7)に全てを記載してください。
- (注1) 該当する添付資料等があっても、(別記様式6-1)に「○」印の記載が無い場合には、申請が無かったものと判断し評価しません。
- (注2) 「申請する場合「○」申請しない場合「×」」の箇所のみ記入してください。また、文字**や行・列**の追加・削除・書き換えは行わないでください。なお、文字**や列・行**の追加・削除・書き換えを行った場合は評価しません。

配置予定技術者の評価に関する事項

	氏 名
配置予定技術者(※1)	〇〇 〇〇〇

評 価 項 目	申請する場合「○」 申請しない場合 「×」 (※2)	見出し名 (※3)
⑩-1 配置予定技術者の専任状況 (建築一式工事：簡易型Ⅰのみ記入)		
⑩-2 配置予定技術者の資格 (国家資格の取得状況の評価します)		資料⑩-2
⑩-3 民間資格 (法面処理工事及び舗装工事に適用)		資料⑩-3
⑪ 技術者に対する優良工事等表彰の実績		資料⑪
⑫ 配置予定技術者の施工経験 (評価する工事件数は2件まで)		資料⑫
⑬ 配置予定技術者の工事成績 (評価する工事件数は1件まで)		資料⑬
⑭ 配置予定技術者の継続教育 (CPD) の取得状況		資料⑭
⑮-1 若手技術者の追加配置 (現場代理人と兼務する)		資料⑮-1
⑮-2 若手技術者の追加配置 (現場代理人と兼務しない)		資料⑮-2

(※1) 配置予定技術者の氏名を記載してください。なお、配置予定技術者を複数申請する場合には、別葉としてください。

(※2) 評価基準(様式10)に定められている各項目について、申請する場合には「○」印、申請しない場合には「×」印を記入してください。なお、評価基準に定められていない項目については、空欄で構いません。

(※3) 添付資料には、必ず申請項目ごとに「見出し名(資料⑩-2等)」を付けてください。「見出し名(資料⑩-2等)」が付いていない場合は評価しません。なお、見出し名については、各項目固定とします。

また、企業の施工実績と配置予定技術者の施工経験等で、添付資料が重複する場合(コリンズ等)には、**添付資料**に見出し名を並べても構いません。

(注1) 該当する添付資料等があっても、(別記様式6-2)に「○」印の記載が無い場合には、申請が無かったものと判断し評価しません。

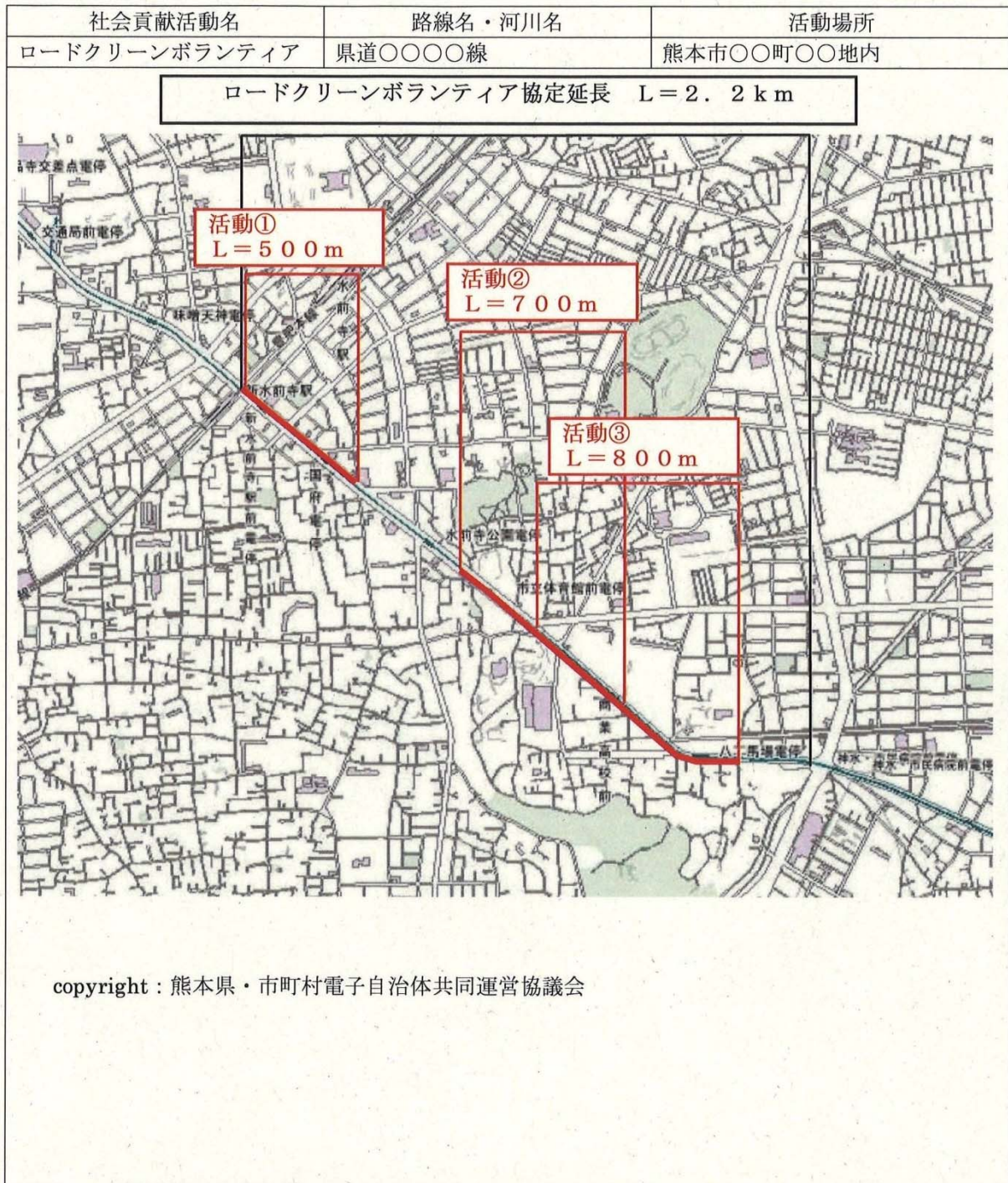
(注2) 「申請する場合「○」申請しない場合「×」の箇所のみ記入してください。また、文字の追加・削除・書き換えは行わないでください。なお、文字の追加・削除・書き換えを行った場合は評価しません。

(別記様式7)【建築一式工事に限る】

- ・事前登録制度適用工事でない場合は、平成28年(2016年)4月1日から平成31年(2019年)3月31日までの対象工事を全て記載すること(建築一式工事に限る)。

番号	発注機関	工事名	単体・JVの別	当初契約日	当初請負額 (最終請負額)	提出(添付書類) チェック欄	
						受注時 (竣工時) コリンズ	受注時 契約書
①	〇〇課	熊本〇〇高校教室棟内部 改修工事	単体	H28〇月〇日	90,000,000	レ	レ
②	〇〇課	〇〇〇村営〇〇団地災害 公営住宅新築工事	単体	H28〇月〇日	(350,500,000)	レ	レ
③	〇〇課	〇〇高校太陽光発電〇〇 設備工事	単体	H28〇月〇日	(56,000,000)	レ	レ

社会貢献活動区域の地図



- ・社会貢献活動毎（別記様式 6 に記載した活動毎）に、別葉で作成する。
- ・ボランティア協定締結の延長（＝協定書の延長）を旗揚げ（黒色）する。
（ただし、県管理海岸の美化活動は除く。）
- ・実際の社会貢献活動延長（＝活動報告書の延長）を旗揚げ（赤色）する。
- ・社会貢献活動区域が判別できるように、適度な縮尺の地図を用いる。